

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、コロナ禍における外国人材の受入事業者を支援するため、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請される入国後一定期間の待機など、外国人材を受け入れるに当たって生じる追加的経費を負担している補助事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、補助金の交付の対象となる者をいう。
- (2) 「外国人材」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二に定める在留資格のうち、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定技能」又は「技能実習」の在留資格を有する者並びに同法別表第一の五に定める「特定活動」のうち、この要綱の別表に定める在留資格を有する者をいう。
- (3) 「基準日」とは、第5条に定める入国分の補助金については、補助対象となる外国人材の入国後の待機期間が完了した日を、また、同条に定める帰国分の補助金については、補助対象となる外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査の最後の検査が終了した日をいう。

(補助事業者の要件等)

第3条 補助事業者該当する要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者であること。
- (2) 申請時点において事業を営んでいる法人又は個人であること。
- (3) 国から要請されている新型コロナウイルス感染症の水際対策について、必要な防疫事項を遵守し、又は必要な防疫措置を行う予定であること。
- (4) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。
- (5) 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - ウ 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして知事が定めること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次に掲げる経費のうち、基準日が令和4年1月8日から令和5年2月28日までの間であり、かつ令和5年2月28日までに補助事業者において支払いがなされたものとする。

- (1) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の公共交通機関不使用に伴い、外国人材を空港等から待機施設へ移送するため、補助事業者が負担する貸自動車（レンタカー等）の借上費
- (2) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の公共交通機関不使用に伴い、外国人材を空港等から待機施設へ移送するため、補助事業者が使用する貸自動車（レンタカー等）の燃料費
- (3) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の公共交通機関不使用に伴い、外国人材を空港等から待機施設へ移送するため、補助事業者が負担する有料道路通行料金
- (4) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の待機に係る宿泊費
- (5) 外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金額	一人当たり補助金額	一補助事業者 当たり補助金額
入国分	前条第1項 第1号に規定 する借上費	5分の4以内	同表左に規定する借 上費，燃料費，有料 道路通行料金及び宿 泊費に係る補助金額 を合計した額で一人 当たり10万円を上限 とする。	同表左に規定す る一人当たり補 助金額の合計額 から，千円未満 の端数は切り捨 て，100万円を 上限とする。
	前条第1項 第2号に規定 する燃料費	次の①～②に掲げるいずれかの額 ①県内から各空港への往復の場合 自動車一台当たり次に定める定額 成田国際空港 46,000円 東京国際空港（羽田） 44,000円 中部国際空港 34,000円 関西国際空港 30,000円 福岡空港 9,000円 ②上記以外の場合 県が最短の距離として認定する距 離(km)×20円×4/5 ※片道のみ自動車を利用する場合 は，上記①及び②で定める額の1/ 2の額とする。		
	前条第1項 第3号に規定 する有料道路 通行料金	5分の4以内		
	前条第1項 第4号に規定 する宿泊費	5分の4以内		
帰国分	前条第1項 第5号に規定 するPCR検 査費及び陰性 証明書発行費	5分の4以内 ※帰国前に複数回のPCR検査が 義務付けられている場合は，全て のPCR検査費及び陰性証明書発 行費の合計額の5分の4以内とす る。	同表左に規定する補 助金額で，一人当 たり3万円を上限とす る。	

2 国，市町村等による他の補助金において補助対象経費として計上しているものは，当該補助対象経費には含まないものとする。

(補助金の交付申請の時期)

第6条 規則第3条の定める時期は，以下の通りとする。

基準日	申請時期
令和4年1月8日から令和5年2月28日	基準日から2か月後の日（閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日）又は令和5年2月28日のいずれか早い日まで

(補助金の交付申請，実績報告及び補助金の交付)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第16条第1項の補助金等交付請求書は，コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付申請書及び交付請求書（別記第1号様式）によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金交付申請書及び交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金対象者名簿（別記第2号様式）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請書及び交付請求書をもって代えるものとする。
- 4 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿、契約書及び領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付の決定及び額の確定の通知）

第9条 知事は、補助金交付申請書及び交付請求書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条第1項及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、規則第6条及び第14条の規定に基づき、コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

- 2 知事は、第1項において必要があるときは、規則第4条第2項の規定に基づき補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定及び交付額の確定をすることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
 - (4) 第3条第1項各号の規定に該当しないことが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により補助事業者には速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

- 2 知事は前項の基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者には通知する。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 返還期限

（補助事業の公表）

第12条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

この要綱は、令和3年9月9日から施行する。

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

別表（第2条第1項第2号関係）

出入国管理及び難民認定法別表第一の五に定める特定活動のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年5月24日法務省告示第131号）のうち、下記に定める活動に従事する者又は告示外特定活動のうち下記に定める活動に従事する者

在留資格	特定活動の詳細		該当例
特定活動	告示特定活動	5号の1, 2	ワーキングホリデー
		9, 12号	インターンシップ
		16, 17, 20, 21, 22, 27, 28, 29号	E P A
		32号	建設就労者
		33号	高度専門職の配偶者の就労
		35号	造船就労者
		37号	情報処理就労者
		42号	製造業務就労者
		46号	大卒者でN1以上の日本語力を有する者
	告示外特定活動	「技能実習」, 「特定活動（外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号)）」で、特定活動への在留資格変更をされた方	技能実習等からの在留資格変更者

第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

申請者 氏
住 所
名 称
職・代表者名

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付申請書及び交付請求書

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金の交付を受けたいので、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びコロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金の額が決定した場合は、本申請をもって、確定した額を交付されたく請求します。

なお、今回の申請は令和 年度の 回目です。

記

1 関係書類

- (1) コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金対象者名簿（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 申請者基本情報

在留資格別対象人数	□	入国分	1 技能実習	人	2 特定技能	人	3 高度専門職	人
			4 医療	人	5 研究	人	6 技・人・国	人
			7 介護	人	8 技能	人	9 特定活動	人
	計							人
	□	帰国分	1 技能実習	人	2 特定技能	人	3 高度専門職	人
			4 医療	人	5 研究	人	6 技・人・国	人
7 介護			人	8 技能	人	9 特定活動	人	
計							人	
雇用する又は雇用予定の県内事業所	フリガナ	名称						
	所在地	所在地						
業種(産業分類)	大分類			小分類				

3 振込先口座

振込先口座	金融機関名				支店名				
	預金種目			口座番号 (右詰めで記入)					
	フリガナ								
	口座名義								

4 連絡先

担当者	担当部署			職 名		
	氏 名			電話番号		
	メールアドレス			FAX番号		

5 事業実績報告（収支精算書）

	ア 入国分		イ 帰国分		合計
(1) 支出の部	㊦	円	+	㊧	円
			=	㊨	算定額
					円

※千円未満切捨

ア 入国分

(ア) 国内移動費（貸自動車の借上費）

領収書 番号	支払日	支払先	借上車両 (車種)	申請 人数 A	借上げ期間		
					借受日	R	年 月 日
①				人	返却日	R	年 月 日
					借上日数		泊 日
					借受日	R	年 月 日
②				人	返却日	R	年 月 日
					借上日数		泊 日
					借受日	R	年 月 日

注:「申請人数A」には、今回申請する自社の外国人材の人数(名簿の人数)を記入すること。

(単位:円)

領収書 番号	支払金額 (税込金額) B	補助対象経費 (税抜金額) (B/110*100) B'	補助 率 C	B'×C ※円未満切捨 D	一人当たり算定額 (D/A) ※円未満切捨 (ア)
①			4/5		
②					
計					

(イ) 国内移動費（貸自動車の燃料費）

(単位:円)

番号	経路 (プルダウンして選択) ※ない場合は下の表 に記載	同乗 人数 E	申請 人数 F	1台当たりの 補助金額 G	自動車の 利用回数 (プルダウン して選択)	補助対象経費 (G/E×F) ※片道の場合は G/E×F×1/2 G'	一人当たり算定額 (G'/F) ※円未満切捨 (イ)
①							
②							
計							

注:「同乗人数E」には、他社等も含め同じ車両に乗り合わせた外国人材の人数を記入すること。

注:「申請人数F」には、今回申請する自社の外国人材の人数(名簿の人数)を記入すること。

【上記以外の経路により受入を行った場合】

(単位:円)

番号	経路	同乗 人数 H	申請 人数 I	走行距離 J	補助対象経費 (J×20円/H×I) J'	補助 率 K	一人当たり算定額 (J'×K/I) ※円未満切捨 (イ)
①	自 至			km		4/5	
②	自 至			km			
計							

注:「同乗人数H」には、他社等も含め同じ車両に乗り合わせた外国人材の人数を記入すること。

注:「申請人数I」には、今回申請する自社の外国人材の人数(名簿の人数)を記入すること。

(ウ) 国内移動費（有料道路通行料金）

領収書 番号	支払日	支払先	申請 人数 L
①			人
②			人

注:「申請人数L」には、今回申請する自社の外国人材の人数(名簿の人数)を記入すること。

(単位:円)

領収書 番号	支払金額 (税込金額) M	補助対象経費 (税抜金額) (B/110*100) M'	補助 率 N	M'×N ※円未満切捨 O	一人当たり算定額 (O/L) ※円未満切捨 (ウ)
①			4/5		
②					
計					

(エ) 宿泊費

領収書 番号	支払日	支払先	宿泊施設名	申請 人数 P	宿泊期間		
					チェックイン	R	年 月 日
①				人	チェックアウト	R	年 月 日
					宿泊日数		泊 日
					チェックイン	R	年 月 日
②				人	チェックアウト	R	年 月 日
					宿泊日数		泊 日
					チェックイン	R	年 月 日

注:「申請人数P」には、今回申請する自社の外国人材の人数(名簿の人数)を記入すること。

(単位:円)

領収書 番号	支払金額 (税込金額) Q	補助対象経費 (税抜金額) (Q/110*100) Q'	補助 率 R	Q'×R ※円未満切捨 S	一人当たり算定額 (S/P) ※円未満切捨 (エ)
①			4/5		
②					
計					

(ア) ~ (エ) 小計

入国分補助金交付申請額計（自動計算）

(単位:円)

番号	申請 人数 T	補助対象経費 (B'+G'+J'+M'+Q') 合計 U	一人当たり算定額					一人当たり 上限額 W	補助金 交付申請額 (VとWを比較 して低い方の額 ×対象人数T) ア
			借上費 (ア)	燃料費 (イ)	有料道 路通行 料金 (ウ)	宿泊費 (エ)	(ア)~(エ) 合計 V		
①								100,000	
②								100,000	
計									

注:「申請人数T」には、今回申請する自社の外国人材の人数(名簿の人数)を記入すること。

イ 帰国分（PCR検査費及び陰性証明書発行費）

【参考】（単位：円）

領収書番号	支払日	支払先	PCR検査機関名	対象人数 a	支払金額 (税込金額) b	一人当たり 支払金額 (税込金額) (b/a) b'	名簿番号
①				人			
②				人			
③				人			
④				人			
⑤				人			
計							

（単位：円）

名簿番号	一人当たり支払金額 の合計 (税込金額) c	補助対象経費 (税抜金額) (c/110*100) c'	補助率 d	算定額 (c'*d) ※円未満切捨 e	一人当たり 上限額 f	補助金交付申請額 (eとfを比較して 低い方の額) ①
1			4/5		30,000	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
計						

b 欄の合計と c 欄の合計が一致するようにしてください。

(2) 収入の部

（単位：円）

財源	金額
県補助金	6 補助金交付申請額と一致
自己資金	
その他（	
計	上記アのUとイのc'の合計額と一致

6 補助金交付申請額

補助金交付申請額(千円未満切り捨て) 円 ※

※上記①算定額 円 と

(1企業当たりの上限額(100万円) - 前回までの交付決定額 (円)) = 円

を比較して低い額

交付決定額	*	<input style="width: 100px;" type="text"/> 円	担当者印	<input style="width: 50px;" type="text"/>
-------	---	--	------	---

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金対象者名簿

ア 国内移動費に係る車両の情報

番号	同乗人数 E	申請人数 F	経路			
①			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			①小計			
②			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			IC	～	IC	円
			②小計			

注：「同乗人数E」には、他社等の外国人材も含め同じ車両に乗り合わせた外国人材の人数を記入すること。

注：「申請人数F」には、今回申請する自社の外国人材の人数（名簿の人数）を記入すること。

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金対象者名簿

イ 国内移動費の対象者名簿

番号	氏名 ※アルファベット表記	入国した空港 (プルダウンして選択)	宿泊施設名	移動手段 (ア 国内移動費に係る車両情報の番号)	入国日
記入例	UKEIRE SHIEN	東京国際空港（羽田）	〇〇〇〇ホテル	①	R4. 2. 1
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

第2号様式（第7条関係）

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金対象者名簿

ウ 宿泊費の対象者名簿

番号	氏名 ※アルファベット表記	在留資格 (特定活動の場合は、申請 要領の表1「該当例」から下 欄に記入)	宿泊施設名	宿泊期間		入国日
				チェックイン	チェックアウト	
記入例	UKEIRE SHIEN	技能実習	〇〇〇〇ホテル	チェックイン	R4. 2. 1	R4. 2. 1
				チェックアウト	R4. 2. 16	
				宿泊日数	15 泊 16 日	
1				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
2				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
3				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
4				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
5				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
6				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
7				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
8				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
9				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
10				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
11				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
12				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	
13				チェックイン		
				チェックアウト		
				宿泊日数	泊 日	

第2号様式（第7条関係）

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金対象者名簿

エ PCR検査費及び陰性証明書発行費の対象者名簿

名簿 番号	氏名 ※アルファベット表記	在留資格 (特定活動の場合は、申請要領の 表1「該当例」から下欄に記入)	必要な 検査回数	検査日 (複数回受検した場 合は全て記入)	帰国日 (予定も含む)
記 入 例	UKEIRE SHIEN	特定活動 (技能実習等からの在留資格変更者)	3	R4. 2. 23, R4. 2. 28, R4. 3. 1	R4. 3. 1
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

第3号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日
（ 扱い）

様

鹿児島県知事



コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条第1項及びコロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条及び同要綱第9条の第1項の規定により交付額は、下記のとおり交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿、契約書及び領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) その他鹿児島県補助金等交付規則及びコロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第4号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日
（ 扱い）

様

鹿児島県知事



コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、審査の結果、交付要件を満たさなかったため、不交付となりましたので、コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

第5号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日
（ 扱い）

様

鹿児島県知事



コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定した標記補助金について、下記のとおり交付決定及び確定を取り消したので、コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金交付決定及び確定額
金 円
- 2 取り消した理由